

令和 8 年 4 月 1 3 日

ガス小売事業の変更登録について

近畿経済産業局長から意見を求められた下記対象事業者のガス小売事業変更登録について「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

(対象事業者)

・丹後瓦斯株式会社

法人番号： 8130001043473

(登録番号：G0006)

(別 紙)

公 印 省 略  
2 0 2 6 0 4 0 9 近畿第 3 号  
令 和 8 年 4 月 1 0 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業の変更登録について (回答)

令和8年4月8日付け20260406近畿第39号により、  
貴職から当委員会に意見を求められたガス小売事業の変更登録について、  
変更登録することに異存はありません。

ただし、貴職におかれましては、対象事業者のガス小売事業の変更登録に当  
たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により  
貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたし  
ます。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の  
締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方から  
の苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場  
合には、遅滞なく貴職へ報告すること。